

# 『給湯器の点検』にご注意を！

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫るといったトラブルが発生しています。



## 《相談事例》

- ・ ガス会社を名乗り、電話をかけてきた業者の人が、「ガス給湯器の点検をしたい」と言い、実際に自宅に訪問してきて点検をしつこく強要してくる
- ・ ガス会社を名乗り、訪問してきた業者の人から給湯器の交換契約を持ち掛けられ、契約を交わしたが、不審に思って解約を申し出たところ、「クーリング・オフ期間が経過していて解約はできない」等と言われた



**お断りします**

**これらのトラブルに遭わないため、以下の点に注意しましょう。**

### ○ 簡単に点検させない！

「無料点検です」との申し出や「このままでは壊れるので今交換した方がいいですよ」との提案に安易に応じないようにしましょう。

### ○ すぐに契約をしない！

勧誘を受けた場合は、決して慌てることなく、本当に必要な契約なのかを考え、冷静に行動しましょう。

### ○ 相談する！

即時の契約の締結を求められた場合には、安易に契約の申込みや契約の締結をせず、地域内や信頼できる業者に確認してもらうなどして下さい。

取引で不審な点があったら、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

### ○ 身の危険を感じたら110番通報する！

相手から身の危険を感じるような言動や退去を求めたにもかかわらず退去しない場合は、すぐに110番通報をして下さい。

**不安を感じたり、被害に遭ったりしたときは、お近くの警察や相談窓口にご相談ください。**

福岡県警察本部又は警察署

(# 9 1 1 0)

福岡県消費生活センター又は市町村の消費生活相談窓口

(消費者ホットライン 1 8 8 (いやや) 番)

お問い合わせ先 福岡県折尾警察署

生活安全課

093-691-0110